

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

あさぎり町長 北口 俊朗

市町村名 (市町村コード)	あさぎり町 (43035)
地域名 (地域内農業集落名)	上地区 (上東(石坂・永山・狩所)、上北(堀ノ角・今井・柳別府・神殿原・平和)、井上・下永里、永里・上永里、榎田・塚脇・清水、皆越、上西・下西、麓・秋時)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日(農業委員会) 令和6年12月18日(総合農政協議会)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【上東集落】当集落では、40歳代～50歳代の若い経営体が少ない集落であるが、その中で永山地区では、若い世代も多いため入作も少なく地元の農家が耕作している状況である。一方、石坂地区や狩所地区では、後継者が少ないため、入作が多くなっている。当集落の農地の一部が山間部に隣接し獣害が年々多発しており、防護対策にコストや労力がかかることなどが後継者不足の一因となっている。

【上北集落】当集落では、大規模な酪農家やホウレンソウ、ミシマサイコ等を栽培している法人組織もあり、地元の経営体による営農が行われている状況である。

【井上・下永里集落】当集落では、若い後継者が少ない。

【永里・上永里集落】当集落では、後継者も少なく清水地区からの入作も少しある状況である。また、畑地も多く、果樹や飼料作物、ミシマサイコなどの栽培が主なものである。

【榎田・塚脇・清水集落】当集落の榎田地区では、お茶や畜産経営など若い経営体が残っている。塚脇地区では若い経営体が少なく高齢化が進んでいる。

【皆越集落】当集落では、高齢者が多く、後継者もほぼいない状況で、兼業農家が数件ある程度である。

【上西・下西集落】当集落は、入作も多く、若手の経営体も少ない状況で、今後、高齢化していく中でどう農地を守っていくのが課題である。また、他集落からの入作によって農地が維持できているが、今後、入作が減少した場合、農地の荒廃が心配である。当集落では、葉たばこに適した農地が多く、連作障害の関係から農地集積は難しい。

【麓・秋時集落】当集落では、若い経営体がほとんどいないため、あと数年すると耕作者が大幅に減少することが懸念される。当集落は山間部に近いいため、獣害も多く不正形地も多いため借り手も少ない。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

上地区においては現在214経営体が営農を行い、畜産農家数も48件と多い状態である。令和5年度に実施したアンケートで規模縮小すると回答された農家と80歳以上の農家の減少が見込まれる耕地面積は53.8haで、当該地域内での規模拡大を希望される耕地面積72.5haを下回っているため、農地中間管理機構を活用しながら適正な担い手に農地を集約していくことで集積が期待できる。ただし、山間部に近い農地については、耕作条件次第で受け手とのマッチングが困難な場合も考えられるため地域で検討し、中山間地域等直接支払制度等を活用し

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,187.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,187.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。山間部周辺等において担い手による継続した営農が困難な区域については、保全・管理を行う区域として検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
目標地図により適正な担い手を検討し、規模拡大を希望する農家に集約を行っていく。 上西下西集落を中心に隣接する錦町や免田地区からの入作も多いため地理的条件の良い農地については町外や免田地区の経営体も含め集約を行っていく。また、上東集落を中心に隣接する岡原地区において借り手の意向が多いため上地区、岡原地区の経営体で広域的な集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸借の見込まれる農地について積極的に農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向や目標地図による適正な担い手を検討し段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
概ね基盤整備は完了しているが今後、担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
兼業農家においても継続して耕作を行う農家については優良な担い手ととらえ、町やJAと連携し支援を行う。また、農業支援センターや受託組織の充実を図り、生産支援をおこなう。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためアグリトラストサービスや農業支援センターへ作業委託をおこない遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

受託組織による除草やドローンによる防除等、省力化しながら地域内の健全な農地保全、農業用施設の管理を行っていく。